

資金収支計算書

(自) 平成 27年 4月 1日 (至) 平成 28年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 元宮ちどり福祉会

(単位：円)

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A) - (B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	121,397,040	125,762,665	△4,365,625	
	借入金利息補助金収入	75,000	79,400	△4,400	
	受取利息配当金収入	600,000	216,868	383,132	
	その他の収入	2,020,000	1,374,570	645,430	
	事業活動収入計 (1)	124,092,040	127,433,503	△3,341,463	
支出	人件費支出	76,715,200	76,214,008	501,192	
	事業費支出	17,400,000	16,283,084	1,116,916	
	事務費支出	15,150,000	13,570,882	1,579,118	
	支払利息支出	300,000	274,550	25,450	
	その他の支出	1,500,000	1,345,770	154,230	
事業活動支出計 (2)	111,065,200	107,688,294	3,376,906		
事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	13,026,840	19,745,209	△6,718,369		
施設整備等による収支	収入				
	固定資産売却収入	1,800,000	995,531	804,469	
	施設整備等収入計 (4)	1,800,000	995,531	804,469	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	1,700,000	1,700,000	0	
固定資産取得支出	9,800,000	7,786,481	2,013,519		
施設整備等支出計 (5)	11,500,000	9,486,481	2,013,519		
施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)	△9,700,000	△8,490,950	△1,209,050		
その他の活動による収支	収入				
	積立資産取崩収入	9,000,000	0	9,000,000	
	その他の活動による収入	0	11,760	△11,760	
	その他の活動収入計 (7)	9,000,000	11,760	8,988,240	
	支出				
積立資産支出	12,306,840	11,090,048	1,216,792		
その他の活動による支出	20,000	14,290	5,710		
その他の活動支出計 (8)	12,326,840	11,104,338	1,222,502		
その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)	△3,326,840	△11,092,578	7,765,738		
予備費支出 (10)	0	-	0		
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)	0	161,681	△161,681		
前期末支払資金残高 (12)	32,029,119	32,029,119	0		
当期末支払資金残高 (11) + (12)	32,029,119	32,190,800	△161,681		

事業活動計算書

(自) 平成 27年 4月 1日 (至) 平成 28年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 元宮ちどり福祉会

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収	保育事業収益	125,762,665	114,267,231	11,495,434
	益	サービス活動収益計(1)	125,762,665	114,267,231	11,495,434
	費用	人件費	76,797,056	69,611,745	7,185,311
		事業費	16,283,084	15,528,938	754,146
		事務費	13,570,882	13,056,414	514,468
		減価償却費	7,403,754	7,584,541	△180,787
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△2,411,952	△2,516,952	105,000
サービス活動費用計(2)	111,642,824	103,264,686	8,378,138		
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	14,119,841	11,002,545	3,117,296		
サービス活動外増減の部	収	借入金利息補助金収益	79,400	87,700	△8,300
	益	受取利息配当金収益	216,868	167,360	49,508
	その他のサービス活動外収益	1,374,570	1,193,764	180,806	
	サービス活動外収益計(4)	1,670,838	1,448,824	222,014	
	費用	支払利息	274,550	303,450	△28,900
		その他のサービス活動外費用	1,345,770	1,179,720	166,050
	サービス活動外費用計(5)	1,620,320	1,483,170	137,150	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	50,518	△34,346	84,864		
経常増減差額(7)=(3)+(6)	14,170,359	10,968,199	3,202,160		
特別増減の部	収				
	益	特別収益計(8)	0	0	0
	費用	固定資産売却損・処分損	368,783	0	368,783
		特別費用計(9)	368,783	0	368,783
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△368,783	0	△368,783		
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	13,801,576	10,968,199	2,833,377		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	51,431,842	54,343,643	△2,911,801	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	65,233,418	65,311,842	△78,424	
	基本金取崩額(14)	0	0	0	
	その他の積立金取崩額(15)	0	0	0	
	その他の積立金積立額(16)	11,000,000	13,880,000	△2,880,000	
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	54,233,418	51,431,842	2,801,576	

貸借対照表

平成 28年 3月 31日 現在

社会福祉法人名 社会福祉法人 元宮ちどり福祉会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	37,388,762	36,053,679	1,335,083	流動負債	9,838,962	8,172,560	1,666,402
現金預金	22,764,163	27,148,207	△4,384,044	事業未払金	4,911,146	3,765,963	1,145,183
事業未収金	6,384,271	53,132	6,331,139	1年以内返済予定設備資金借入金	1,700,000	1,700,000	0
未収金	76,100	17,600	58,500	預り金	12,302	8,167	4,135
未収補助金	7,202,400	8,174,687	△972,287	職員預り金	274,514	214,430	60,084
前払金	282,920	180,970	101,950	前受金	0	36,000	△36,000
前払費用	678,908	479,083	199,825	賞与引当金	2,941,000	2,448,000	493,000
固定資産	193,349,502	183,238,511	10,110,991	固定負債	14,562,914	16,172,866	△1,609,952
基本財産	81,980,425	80,514,364	1,466,061	設備資金借入金	13,600,000	15,300,000	△1,700,000
建物	81,980,425	80,514,364	1,466,061	退職給付引当金	962,914	872,866	90,048
その他の固定資産	111,369,077	102,724,147	8,644,930	負債の部合計	24,401,876	24,345,426	56,450
建物	13,662,048	14,746,020	△1,083,972				
構築物	4,877,515	5,570,674	△693,159	純 資 産 の 部			
車輛運搬具	1,432,584	1,364,315	68,269	基本金	17,784,000	17,784,000	0
器具及び備品	3,491,726	4,230,512	△738,786	第1号基本金	17,784,000	17,784,000	0
退職給付引当資産	962,914	872,866	90,048	国庫補助金等特別積立金	47,518,970	49,930,922	△2,411,952
保育所施設・設備整備積立資産	86,800,000	75,800,000	11,000,000	その他の積立金	86,800,000	75,800,000	11,000,000
差入保証金	133,000	128,000	5,000	保育所施設・設備整備積立金	86,800,000	75,800,000	11,000,000
長期前払費用	9,290	11,760	△2,470	次期繰越活動増減差額	54,233,418	51,431,842	2,801,576
				(うち当期活動増減差額)	13,801,576	10,968,199	2,833,377
				純資産の部合計	206,336,388	194,946,764	11,389,624
資産の部合計	230,738,264	219,292,190	11,446,074	負債及び純資産の部合計	230,738,264	219,292,190	11,446,074

社会福祉法人現況報告書
平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市		主たる事務所の所在地	〒 880 - 0005 宮崎市南高松町2番37号		電話番号	0985 - 22 - 6057		FAX番号	0985 - 22 - 6050	
法人名	元宮ちどり福祉会		メールアドレス	info@m-chidori.or.jp		設立認可年月日	平成15年7月25日		設立登記年月日	平成15年6月15日	
ホームページアドレス	http://www.m-chidori.or.jp		年齢	75		職業	無職		就任年月日	平成15年7月25日	
代表者	氏名	公表/非公表	住所	公表/非公表	宮崎市松塚1丁目27番地	職業	無職		就任年月日	平成15年7月25日	

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種							
	第二種	ちどり子ども園	公表	宮崎市南高松町2番37号	平成16年4月1日	105		
老人福祉	第一種							
	第二種							
障害者福祉	第一種							
	第二種							
その他	第一種							
	第二種							

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)

- 1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業
- 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- 6 子育て支援に関する事業
- 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- 8 ボランティアの育成に関する事業
- 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)
- 10 社会福祉に関する調査研究等
- 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業
- 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業
- 13 有料老人ホーム
- 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
- 16 その他 ()

収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)

- 1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル
- 2 駐車場の経営
- 3 公共的、公共的施設内の売店の経営
- 4 その他 ()

その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)

- 1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免
- 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施
- 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施
- 4 災害時における各種支援活動の実施
- 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施
- 6 他法人との連携による人材育成事業
- 7 その他 ()

IV 資産管理

平成 年3月31日現在

不動産の所有状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認の有無
基本財産	土地							
	建物	宮崎市南高松24	560.36	107.889	平成16年	34.1	(独)福祉医療機構	20年
運用財産	土地	8.46	130	4月	0			
	建物							
公益事業用財産	土地							
	建物							
収益事業用財産	土地							
	建物							

V その他

平成 年4月1日現在

情報公開	定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	第三者評価結果	苦情処理結果		
	その他方法	その他方法		法人HP	その他方法	その他方法	その他方法		法人HP		
前々年度の財務諸表	貸借対照表			前年度の財務諸表							
	資金収支計算書	事業活動計算書(事業活動収支計算書)	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書(事業活動収支計算書)	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書(事業活動収支計算書)	貸借対照表		
法人HP	法人HP	法人HP	法人HP	7~9月	法人HP	7~9月	法人HP	7~9月			
外部監査	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	
	費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		
第三者評価	受審施設・事業所名		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	
			費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		
準拠している会計基準	社会福祉法人新会計基準	社会福祉法人旧会計基準	経理規程準則	指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	訪問看護会計・経理準則	介護老人保健施設会計・経理準則	授産会計基準	就労会計基準	病院会計準則	企業会計基準	その他

平成 年3月31日現在

平成 27 年度の法人の経営状況(総括表)

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額(千円)
(1) 事業活動資金収支差額	19,745,209
① 事業活動収入	127,433,503
・介護報酬等の公費(※)	125,762,665
・利用者負担金(※)	
・その他収入	1,374,570
② 事業活動支出	107,688,294
・人件費支出	76,214,008
・事業費支出	16,283,084
・利用者負担軽減額	
・その他支出	1,345,770
(2) 施設整備等資金収支差額	0
① 施設整備等収入	0
・施設整備補助金等の公費	0
・その他収入	0
② 施設整備等支出	9,486,481
(3) その他の活動資金収支差額	△110,925,78
① その他の活動収入	
② その他の活動支出	11,104,338
当期末資金収支差額	161,681
前期末支払資金残高	32,029,119
当期末支払資金残高	32,190,800

(※) 医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額(千円)
(1) サービス活動増減差額	14,119,841
① サービス活動収益	125,762,665
② サービス活動費用	111,642,824
減価償却費	7,403,754
国庫補助金等特別積立金取崩額	△24,119,52
その他サービス活動費用	111,642,824
(2) サービス活動外増減差額	50,513
① サービス活動外収益	1,670,838
② サービス活動外費用	1,620,320
(3) 特別増減差額	0
① 特別収益	0
② 特別費用	0
当期活動増減差額	13,801,576
前期繰越活動増減差額	51,431,842
当期末繰越活動増減差額	65,233,418
基本金取崩額	0
その他の積立金取崩額	0
その他の積立金積立額	11,000,000
次期繰越活動増減差額	54,233,418

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額(千円)
(1) 資産の部	230,738,264
① 流動資産	37,388,762
② 固定資産	193,348,502
(2) 負債の部	24,401,876
① 流動負債	9,838,962
② 固定負債	14,562,914
(3) 純資産の部	206,336,388
減価償却累計額	66,643,234

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額(千円)	積立計画の有無	積立目標額(千円)	施設整備の場合		
					整備事由	整備時期	整備対象施設名
その他の積立金	施設整備積立	86800000					

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施			
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 ()			

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「-」を記載している。

児童福祉

第一種	乳児院
	母子生活支援施設
	児童養護施設
	障害児入所施設
	情緒障害児短期治療施設
児童自立支援施設	
第二種	障害児通所支援事業
	障害児相談支援事業
	児童自立生活援助事業
	放課後児童健全育成事業
	子育て短期支援事業
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業
	地域子育て支援拠点事業
	一時預かり事業
	小規模住居型児童養育事業
	助産施設
	保育所
	児童厚生施設
	児童家庭支援センター
	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
	母子家庭等日常生活支援事業
	寡婦日常生活支援事業
母子福祉施設	

老人福祉

第一種	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
第二種	軽費老人ホーム
	老人居宅介護等事業
	老人デイサービス事業
	老人短期入所事業
	小規模多機能型居宅介護事業
	認知症対応型老人共同生活援助事業
	複合型サービス福祉事業
	老人デイサービスセンター
	老人短期入所施設
	老人福祉センター
老人介護支援センター	

障害者福祉

第一種	障害者支援施設
第二種	障害福祉サービス事業
	一般相談支援事業
	特定相談支援事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター
	福祉ホーム
	身体障害者生活訓練等事業
	手話通訳事業
	介助犬訓練事業
	聴導犬訓練事業
	身体障害者福祉センター
	補装具製作施設
	盲導犬訓練施設
	視聴覚障害者情報提供施設
	身体障害者の更生相談に応ずる事業
	知的障害者の更生相談に応ずる事業

その他

第一種	救護施設
	更正施設
	生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
第二種	生計困難者に対して助葬を行う事業
	婦人保護施設
	授産施設
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
	共同募金を行う事業
	生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業
	隣保事業
	福祉サービス利用援助事業
他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業	
市町村社協	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
都道府県社協	社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
	社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
	社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
全社協	社会福祉法第109条第1項各号の事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
	社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
	社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
	市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
	福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施するために必要な事業
	社会福祉を目的とする事業を経営する者がその行った福祉サービスの提供に要した費用に関して請求の事務の代行等
	都道府県社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

社会福祉法人元宮ちどり福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園 ちどり子ども園の設置経営

(ロ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人元宮ちどり福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮崎県宮崎市南高松町2番37号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係のある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 監事は、理事会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事会が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び宮崎市長に報告するもの

とする。

- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 宮崎県宮崎市南高松町24番1所在の鉄骨造陸屋根2階建
ちどり子ども園園舎 1棟（1階 342、31平方メートル、
2階 218、05平方メートル）

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、宮崎市長の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、宮崎市長の承認は必要としない。

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度

終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第4章 解散及び合併

(解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、宮崎市長の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、宮崎市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨

を宮崎市長に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人元宮ちどり福祉会の掲示場に掲示するとともに新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の役員は、次のとおりとする。

理事長	甲斐 則忠
理事	西部 雅子
理事	福田 恵一
理事	坂元 謙一
理事	安井三穂子
理事	榊原 聡子
監事	米良 明子
監事	松井 昇磨

この定款は、平成15年7月22日より施行する。

平成16年6月11日一部改正。

平成21年12月1日一部改正。

平成26年1月1日一部改正。

平成28年4月1日一部改正。